

## 延岡市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 延岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第16号)、延岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第44号)、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項及び第115条の4第2項、延岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第31号)並びに延岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第32号)の規定による介護保険サービスの提供により事故が発生した場合の延岡市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

2 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する際に発生した事故についても、この要領の定めるところにより延岡市に報告するものとする。

(事故の範囲)

第2条 報告すべき事故の範囲は、次のとおりとし、事業者又は利用者の過失の有無は問わない。

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 感染症及び食中毒の発生  
(注1) 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症及び疥癬をいう。  
(注2) これらについて、関連法令により届出義務が課せられている場合は、当該関連法令に従うこと。
- (4) 従業員の法令違反、不祥事等  
(注) 利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故などで利用者の処遇に影響があるものをいう。
- (5) 介護サービス等の提供中に利用者が行方不明になったもの  
(注) 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故(警察への通報の有無を問わない)をいう。
- (6) 誤与薬

(注) 他人の薬の服薬や与薬もれ等をいう。

(7) 上記(1)から(6)までの事故以外で特に延岡市が報告を求めたもの

(報告対象者)

第3条 事故報告は、事故に関係する介護保険サービス及び宿泊サービス（以下、「介護サービス等」という。）の利用者が、延岡市の被保険者である場合及び介護保険サービス等を提供する事業所又は施設の所在地が延岡市内の場合に行うものとする。

(報告事項)

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告日
- (2) 事故状況
- (3) 事業所の概要
- (4) 対象者
- (5) 事故の概要
- (6) 事故発生時の対応
- (7) 事故発生後の状況
- (8) 事故の原因分析
- (9) 再発防止策

(報告の手順)

第5条 事故の報告は、次の手順によるものとする。

(1) 第1報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、少なくとも第4条第1号から第7号までの内容について可能な限り記載し、事故発生日から5日以内に事故報告書により延岡市に報告する。また、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者にも、同様の報告を行うものとする。

イ 複数の当事者が存在する事故については、当事者ごとに報告することを原則とするが、対象者欄以外の記載内容が同じ場合には、対象者一覧を添付することにより、一括して報告できるものとする。

ウ 緊急性の高いものは、電話等により仮報告を行い、その後速やかに事故報告書を提出するものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第1報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第8号及び第9号の内容を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、第1報の時点で事故処理が終了している場合は、第1報をもって最終報告とすることができる。

(対応)

第6条 延岡市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応

じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。

- 2 事故への対応にあたって延岡市は、必要に応じて他の市町村、宮崎県及び宮崎県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。